

鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月12日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市上下水道局管理規程第1号

鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程（平成元年鈴鹿市水道部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(小口現金) 第2条の3 略 2 小口現金の保管額は、 <u>30万円以内</u> とする。	(小口現金) 第2条の3 略 2 小口現金の保管額は、 <u>次の各号に掲げる区</u> <u>分に応じ、当該各号に定める額</u> とする。 <u>(1) 水道事業会計 10万円以内</u> <u>(2) 下水道事業会計 5万円以内</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。